

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和7年1月29日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400172 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400049 号

第 1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA事業所（現在はB社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 24 年 1 月 1 日から昭和 27 年 2 月 1 日まで
② 昭和 33 年 1 月 1 日から昭和 34 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 7 月 1 日から昭和 36 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 24 年 1 月 1 日から昭和 27 年 2 月 1 日までの期間、A事業所に雇われ、C県D市のEの現場で働いた。

昭和 33 年 1 月 1 日から昭和 34 年 4 月 1 日までの期間及び昭和 34 年 7 月 1 日から昭和 36 年 4 月 1 日までの期間については、同様にA事業所に雇われ、F県のG、H県のI、J県のK及びC県D市のLの各現場で働いた。

これらの期間の年金記録がないが、厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B社は、請求者がA事業所に雇われて勤務したと主張する5か所の現場について、請求期間当時、A事業所が工事を請け負い、A事業所が直接雇用する従業員及び下請業者の従業員が勤務していたと考えられる旨回答しており、請求者がA事業所において一緒に勤務したとして氏名を挙げた者については、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に同姓同名の記載があり、請求期間②及び③を含む期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、雇用形態及び勤務期間の特定はできないものの、請求者が、前述の各現場の業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、請求者が勤務していた事実が確認できる関連資料の保管はなく、請求者の厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を行ったかは不明である旨回答していることから、請求者の請求期間①、②及び③における具体的な勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、前述のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求期間①、②及び③において請求者の氏名の記載はない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。